

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算  
に関する明細書

		事 業 年 度	:	:	法 人 名		別表三(一)付表一
積立金基準額の計算	期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	円	通 算 法 人 の 所 得 基 準 額 加 算 額 (別表三(一)付表二「13」)	17	円	令五・四・一以後終了事業年度分
	同 上 の 25 % 相 当 額	2	所	通 算 法 人 の 所 得 基 準 額 控 除 額 (別表三(一)付表二「17」)	18		
	期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」) - (別表三(一)「10」)	3	得	他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表八(三)「13」の合計額)	19		
	期 中 適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 利 益 積 立 金 額	4	基	新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	20		
	増 減 適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 利 益 積 立 金 額	5	基	對 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表十(四)「20」)	21		
	期 末 利 益 積 立 金 額 (3) + (4) - (5)	6	基	對 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表十(四)「21」又は「23」)	22		
	積 立 金 基 準 額 (2) - (6)	7	基	沖 繩 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戰 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(一)「15」) 又 は (別表十(二)「10」)	23		
	定 額 基 準 額 2,000万円 × $\frac{1}{12}$	8	準	沖 繩 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戰 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 要 加 算 調 整 額 の 益 金 算 入 額 (別表十(一)「16」) 又 は (別表十(二)「11」)	24		
	所 得 金 額 (別表四「52の①」)	9	額	収 用 等 の 場 合 等 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	25		
	非 適 格 合 併 に よ り 移 転 資 產 等 の 謙 渡 利 益 額 又 は 謙 渡 損 失 額 (別表四「38」)	10	額	特 定 事 業 活 動 と し て 特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 の 株 式 の 取 得 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 緯 入 額 (別表十(六)「12」)	26		
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「5」から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	11	の	特 定 事 業 活 動 と し て 特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 の 株 式 の 取 得 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別表十(六)「18」+「20」)	27		
	外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(二)「26」) + (別表十七(三の七)「27」の計)	12	の	肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(七)「22」)	28		
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四「16」)	13	計	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)	29		
	法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過誤納及び中間納付額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四「19」) + (別表四付表「7」)	14	算	課 稅 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表十七(三の二)「28」) + (別表十七(三の三)「9」) + (別表十七(三の四)「11」)	30		
	欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4の計」) + (別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	15	算	所 得 等 の 金 額 (9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) - (16) + (17) - (18) - (19) + (20) + (21) - (22) + (23) - (24) + (25) + (26) - (27) + (28) + (29) - (30)	31		
	中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ り 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表四「37」)	16	算	所 得 基 準 額 (31) × 40%	32		
			留 保 控 除 額 ((7)、(8)又は(32)のいずれか多い金額)		33		